

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

胎内市

3 地域再生計画の区域

胎内市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

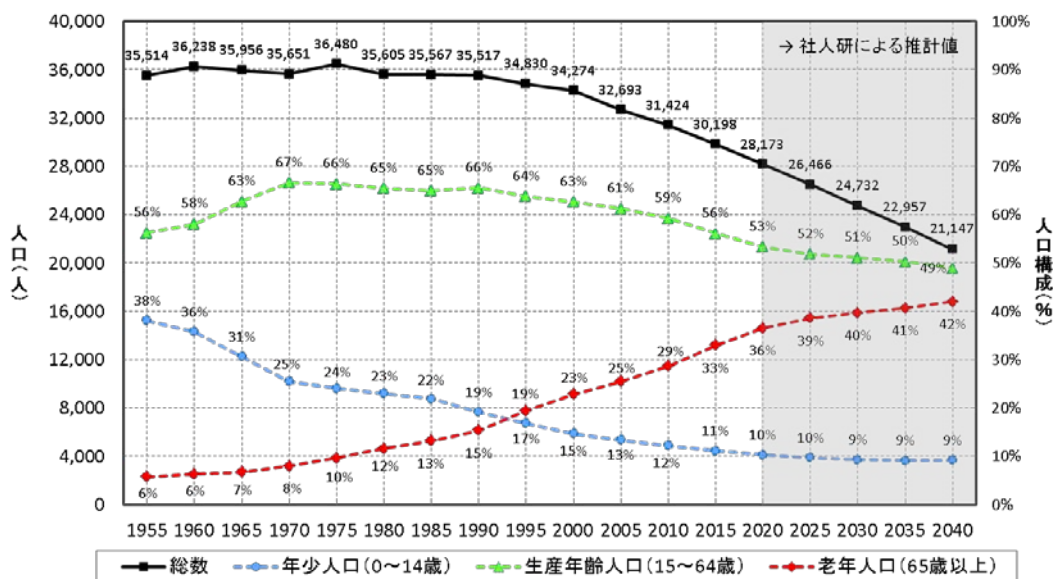
胎内市は、平成17年9月1日に中条町（人口2.6万人）と黒川村（人口0.6万人）が合併して誕生した。新潟県の北東部に位置し、新潟市から約40km、東には飯豊連峰が、西には日本海が広がっている。総面積は264.89km²で、飯豊連峰を源にする「胎内川」を中心に市域を形成し、上流部は四季折々の渓谷美に彩られるほか、胎内川扇状地には緑の優良農地が広がり、河口を中心とする15kmに及ぶ海岸線には砂丘地と松林があるなど、豊かな自然に囲まれた地域である。

産業については、農業を基幹産業とし、平野部の稲作のほか、昭和50年代には海岸線に広がる砂丘地を中心に約800haの畑が形成され、日本一の生産量のチューリップ球根（H25約450万球）や、県下の生産量の葉たばこ（H25約2,450t）を中心に畑作が発展してきた。その一方で昭和30年代に株式会社クラレや株式会社日立製作所等、大手企業の進出が相次ぎ、近年新潟中条中核工業団地が造成されるなど、県北の工業都市としての基盤を確立した。

本市の人口は、昭和50年に3.6万人のピークを迎えて以来減少し続けており、特に平成12年以降は、平均4%程度で人口の減少が進んでいる。平成29年12月末現在、29,765人と3万人を割り込んでしまったところである。

また、図1のとおり国立社会保障・人口問題研究所が実施している「日本の地域別将来人口推計」によると平成52年には21,147人まで減少が続いていくことが見込まれている

<図1 総人口及び年齢3区分別人口の割合の推移>



4-2 地域の課題

人口減少の要因としては、男性・女性とも「10～14歳」から「15～19歳」になるとき及び「15～19歳」から「20～24歳」になるときに大幅な転出超過となり、その一方で「20～24歳」から「25～29歳」になるときの戻りが少ないことが挙げられる。(年齢階級別人口移動の推移(図2))

とりわけ、「15～19歳」から「20～24歳」への移行時が転出超過のピークとなっているが、「大学等への進学」、「高校卒業後の就職」、「大学等卒業後の就職」といった移動が生じる要因が重複する世代であることから、「進学」や「就職」が転出の大きな転機になっているものと考えられる。また、市の教育委員会では、独自に奨学金の貸与を行っており、毎年8人程の市民が新たに貸与を受けているところであるが、この奨学金を返済中の59人のうち、市内に留まっている者は17人と7割以上が就職等を機に転出している現状となっている。

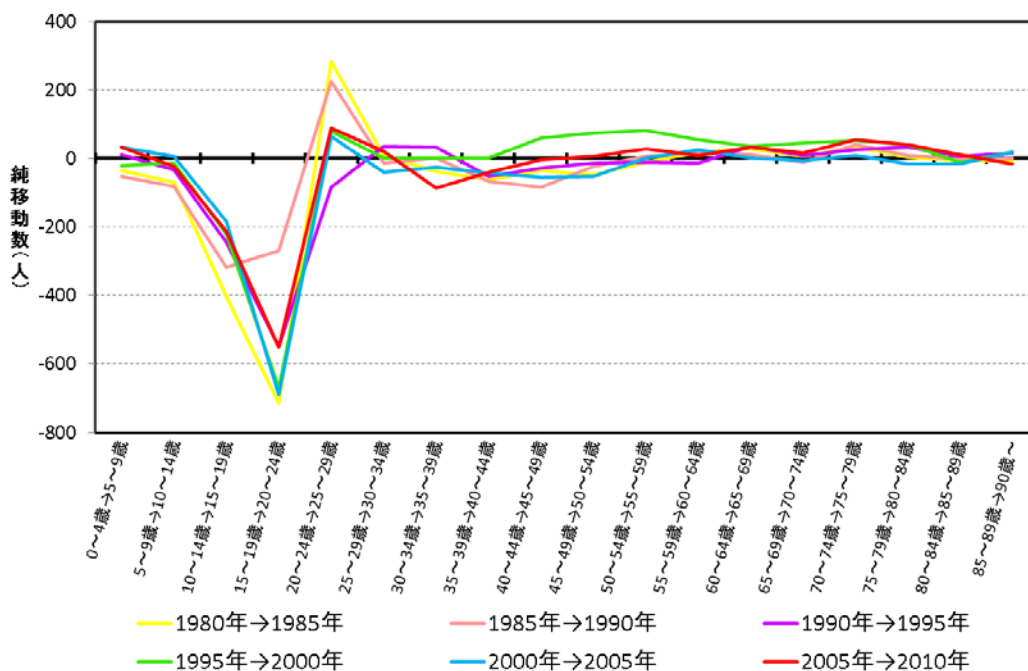
また、新潟県と東京都の最低賃金を比較すると、平成29年10月時点で新潟県が778円、東京都が958円と東京都の8割程度となっており、賃金水準の低さも地元に戻らない要因の一つになっているものと考えられることから、奨学金の返還支援により負担の軽減を図ることが転出の抑制等に寄与するものと考えている。

なお、平成27年から成人式会場で実施している新成人へのアンケート調査の結果によると、就職時に地元に戻らない要因としては、「働く場所が少ない」という実態とは異なる認識を持つ人が多いことが挙げられたことから、胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定以降、市内企業と求職者のマッチン

グを進めてきたところである。

若年層の流入を促進させ流出を抑えることで、人口の減少幅を抑え、プラスに転じさせていくことが喫緊の課題となっている。

<図2 年齢階級別人口移動の推移（総数）>



4-3 目標

以上のことから、大学生等の地元定着・市内から通うことができる距離での就職を促進させ、将来を担っていく人材を確保していくため、「人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト」を実施することにより、若者の地元定着、人口の減少に歯止めをかけることを目標とする。

【数値目標】

事業	人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト	年月
K P I	助成候補者認定数	
申請時	—	H30. 1
初年度	4人	H31. 3
2年目	4人	H32. 3
3年目	—	H33. 3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

平成30年度及び平成31年度に奨学金の返還支援の助成候補者を認定するとともに必要な額を基金に積み立て、平成32年度以降支援対象の条件を満たす助成候補者に対して奨学金の返還を支援する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

（1）事業名：人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト

（2）事業区分：人材の育成・確保

（3）事業の目的・内容

（目的）

転出の要因にもなっている奨学金の返還について支援し、大学生等の地元定着・市内から通うことができる距離での就職を促進させ、将来を担っていく人材を確保していくため、「人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト」を実施することにより、若者の地元定着、人口の減少に歯止めをかけることを目標とする。

（事業の内容）

大学等在籍中に日本学生支援機構や胎内市等の奨学金の貸与を受けた者が、卒業した後に胎内市に住民登録し、かつ、市内事業所等で3年以上就業した場合に、4年目から8年目までの間も市に住民登録し、かつ、就業していることを条件に、毎年度奨学金の返還を支援する。ただし、事業所都合以外で市外に転出した場合は、その時点で支援を終了するものとし、事業所都合で市外に転出した場合は、本市に戻ってくるまで支援を一時的に停止する。

なお、事業に要する経費は「胎内市人材確保奨学金返還支援基金」に積み立てるものとする。

支援金額

大学、大学院、専門学校等在籍中に借り受けた奨学金総額の1/2
（上限：540千円/人、108千円/年）

→各年度の事業の内容

初年度：奨学金返還支援制度補助金交付要綱の制定、制度の周知。奨学金返還支援対象者（以下、「助成候補者」という。）として4名を認定。基金の積み立てを開始する。

2年目：制度周知。「助成候補者」として4名を認定。実績を勘案しつつ基金を積み増し。

(4) 地方版総合戦略における位置付け

胎内市まち・ひと・しごと創生総合戦略の3本柱のうち、「雇用環境」の柱の中で、「主要産業となる工業・製造業の強化」を基本的方向として掲げ、地域雇用促進を図るとしている。また、「子育て環境」の柱の中で、「子どもの健やかな成長を支える教育環境の整備」を基本的方向として掲げ、高等教育の実現に向けて奨学制度の検討を進めるとしている。なお、総合戦略の数値目標として、社会増減（現状△123人→H31△70人）を定めており、本プロジェクトは、この目標達成に寄与するものである。

(5) 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

事業	人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト	年月
KPI	助成候補者認定数	
申請時	—	H30.1
初年度	4人	H31.3
2年目	4人	H32.3

(6) 事業費

(単位：千円)

人が輝く胎内市、人材確保奨学金返還支援プロジェクト	年度	H30	H31	計
	事業費計	2,160	2,160	4,320
区分	積立金	2,160	2,160	4,320

※各年度、助成候補者の認定後に必要な額を基金に積み立てるものとする。

(7) 申請時点での寄附の見込み

(単位：千円)

	H30	H31	計
株式会社イドム	500	500	1,000
製造業	580	580	1,160
計	1,080	1,080	2,160

(8) 事業の評価の方法 (PDCAサイクル)

(評価の手法)

事業のKPIである本事業による助成候補者認定数について、実績値を公表する。また、外部有識者で構成される「総合計画等審議会」において事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法の見直しや改善を行うこととする。

(評価の時期・内容)

地域再生計画の目標については、毎年度、事業の終了後に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、毎年度9月に総合計画等審議会において事業の結果を検証し、翌年度以降の取組に反映する。

(公表の方法)

目標の達成状況については、検証後速やかに胎内市公式WEBサイト上で公表する

(9) 事業期間

平成30年4月～平成32年3月

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 事業名：胎内市人材確保奨学金返還支援補助金交付事業

事業概要：平成31年度までに積み立てた基金をもとに助成候補者に対して奨学金の返還支援を行う。

実施主体：胎内市

事業期間：平成32年度～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成33年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

事業のK P Iである本事業による助成候補者認定数について、実績値を公表する。また、総合計画等審議会において事業の結果を検証し、改善点を踏まえて次年度の事業手法の見直しや改善を行うこととする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

地域再生計画の目標については、毎年度、事業の終了後に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、総合計画等審議会において事業の結果を検証し、翌年度以降の取組に反映する。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

目標の達成状況については、検証後速やかに胎内市公式WEBサイト上で公表する。